

棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

令和8年3月25日改定

1 目的

ふるさと納税制度により棚倉町へ寄附された方に対し、感謝の意を伝えるとともに、棚倉町の特産品やサービス等の返礼品を通じて、寄附の促進及び地元特産品のPR、並びに販路拡大による地元経済の活性化等を図ることを目的に、寄附者へ贈呈する返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「提供事業者」という。）の募集を行うものである。

2 事業概要（寄附申込から支払までの流れ）

町は、ふるさと納税における寄附受付サイト（以下「ポータルサイト」という。）の管理運営、返礼品の発注・配送管理及び提供事業者への返礼品代の支払等の業務全般を委託し（以下「委託事業者」という。）、以下により事業を行うにあたり、提供事業者の募集を行うものである。

(1) 寄附者から本町に対する寄附の申込

※申込方法は、ポータルサイト、郵送又はFAXにより本町あて申込

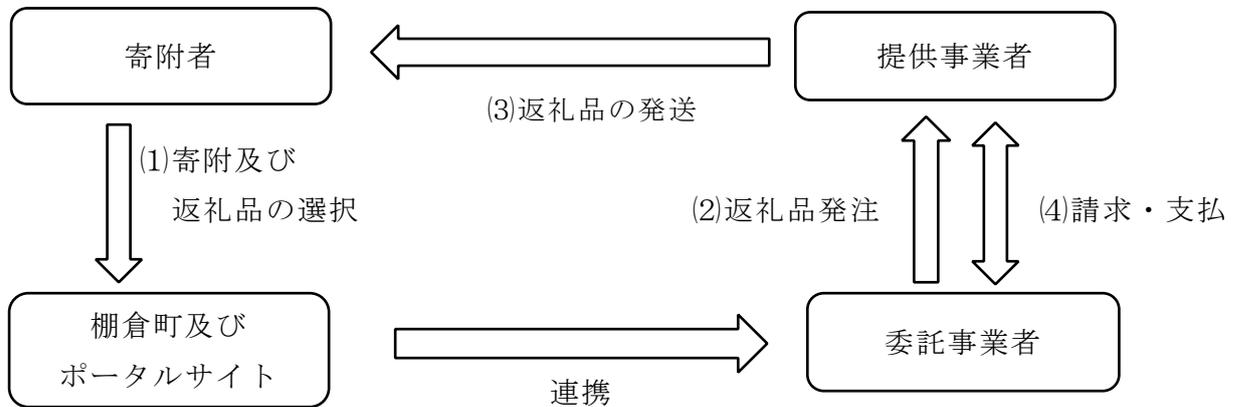
(2) 委託事業者から提供事業者へ返礼品発注

(3) 提供事業者から寄附者へ返礼品発送

(4) 提供事業者と委託事業者において、代金請求及び支払手続き

(5) 委託事業者と町において、代金請求及び支払手続き

【事業イメージ図】



3 提供事業者の要件

提供事業者は、以下の要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 各法令を遵守し、生産、製造、加工、仕入れ、販売又は役務の提供等を行っていること。
- (2) 本町に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業主であって、本町の地域振興、観光振興及び物産振興に関する取組について、理解・協力できること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 提供事業者の法人及び役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団の構成員等でないこと。

- (5) 個人情報保護法及び町条例等に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること。
- (6) 地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行っていること。また、これに係る調査・確認に応じられること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

4 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、本町の魅力をPRし、イメージアップにつながる商品又は体験・サービスであり、地場産品の基準として以下のいずれかの要件に合致するものとする。なお、単品だけでなく、詰め合わせ及びセット商品も可とする。

ア 棚倉町内において生産されたもの

イ 棚倉町内において生産されたものを主原料としたもの（ただし、当該原材料の割合が全体の半分以上を超えているもの）

ウ 棚倉町内において製造、加工されたもの（ただし、返礼品の価値において全体の半分以上を超える部分が棚倉町内で生じているもの）

エ 棚倉町内で提供されるサービス

オ その他、総務省基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するものや、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。

※返礼品の登録に際して総務省の事前確認があり、承認された商品のみが地場産品として返礼品に採用されます。

※総務省の地場産品基準は随時見直しが行われており、基準が変更になることにより、登録済みの返礼品も登録取消となる場合があります。

- (2) 品質及び数量の面において、安定した供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能な場合は要件を満たすものとする。
- (3) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。
- (4) 食品返礼品を提供する事業者においては、食品表示法に基づき、産地名の表示を適正に行うこと。
- (5) 寄附金額の設定は10,000円以上、寄附区分は1,000円単位とし、返礼品の価格は寄附金額の3割を上限とし、送料等の経費を踏まえて町が決定するものとする。なお、返礼品の価格には、消費税及び地方消費税、箱代等梱包費用を含むものとする。

5 提供事業者に行っていただくこと

- (1) 返礼品の調達及び発送

町又は委託事業者からの発注に基づき、返礼品の調達及び発送を行うこと。（配送料は町負担）

- (2) 問い合わせ等への対応

寄附者からの返礼品の内容や配達状況に関する問い合わせについては、原則として委託事業者が対応する。ただし、返礼品の詳細等、委託事業者が対応できない問い合わせに

については、提供事業者の責任において対応すること。

6 申請方法

(1) 提出書類等

下記の書類及び資料を提出すること。申請受付後、町が審査を行い、登録が適当であると認めるときは提供事業者として決定・登録するものとする。

(様式1) 棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼変更届

(様式1の2) 棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書

(様式2) 棚倉町ふるさと納税返礼品登録(変更)申請書

返礼品の内容がわかる資料(写真、生産・原材料等が確認できる書類等)

※登録を希望する返礼品ごとに提出すること。

(その他) 町発行の納税証明書

(2) 提出方法及び提出先

棚倉町役場総務課財政係に持参又は郵送、電子メールにより提出すること。

郵送宛名

〒963-6192 棚倉町大字棚倉字中居野 33

棚倉町役場総務課財政係

「ふるさと納税返礼品登録申請書類」在中

(3) 返礼品登録までのスケジュール

内容	時期
申請受付	随時
町から申請者への通知発送	総務省による地場産品基準等にかかる確認終了後随時
返礼品提供開始時期	申請者、町及び委託事業者の三者で協議の上決定

7 提供事業者及び返礼品の登録

(1) 申請内容を総合的に判断し、提供事業者及び返礼品を決定し、その結果を町から申請者へ通知する。

(2) 返礼品登録に関する具体的な内容(規格、数量、画像、照会文等)については、決定後に提供事業者、町及び委託事業者の三者で協議し、提供事業者は登録に必要な情報及び資料を委託事業者へ提供することとする。

(3) 提供事業者は(1)に掲げる登録決定に係る通知の後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結することとする。

8 提供事業者及び返礼品に係る登録取消

町は、以下の場合に提供事業者及び返礼品に係る登録を取り消すことがある。

(1) 本要項3及び4に掲げる要件を満たさなくなったと認められる場合

- (2) 虚偽の申請により登録された場合
- (3) 町税等を滞納した場合
- (4) 総務省より返礼品の見直し要請があった場合
- (5) 上記のほか、町が提供事業者及び返礼品として不適切と判断した場合

9 その他留意事項

- (1) 提供事業者の登録内容を変更する場合は、「棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼変更届（様式1）」に必要事項を記入し町に提出すること。
- (2) 新規又は追加で返礼品の登録及び変更申請する場合は、「棚倉町ふるさと納税返礼品登録（変更）申請書（様式2）」に必要事項を記入し町に提出すること。
- (3) 提供事業者登録の取り下げ又は返礼品提供の取り下げをする場合は、「棚倉町ふるさと納税返礼品等（提供事業者登録・返礼品登録）取り下げ書（様式3）」に必要事項を記入し町に提出すること。
- (4) 上記「棚倉町ふるさと納税返礼品等（提供事業者登録・返礼品登録）取り下げ書（様式3）」により取下げ申請を行った場合、登録抹消予定日以前に寄附申込があった返礼品については提供事業者の責任において対応すること。
- (5) 上記「棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者登録」及び「棚倉町ふるさと納税返礼品登録」の有効期間は、その決定を受けた日の属する会計年度の末日までとする。ただし、提供事業者からの取り下げ申請又は本要項7に掲げる町による登録取消がない限り、有効期間の翌日を開始日として1年間延長され、以後も同様とする。
- (6) 提供事業者が本要項の内容に反したことから町が損失を被った場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。
- (7) 本募集の申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (8) 提出書類については、承認・不承認に関わらず返却しない。
- (9) 本募集要項に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、町と協議の上決定するものとする。
- (10) この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

10 問合せ先

棚倉町役場 総務課 財政係

〒963-6192 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33

電話：0247-33-2111

FAX：0247-33-3715

電子メール：soumu@town.tanagura.fukushima.jp

附 則

- 1 この要項改定前に棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項の規定による様式により行われた応募等の手続は、改定後の棚倉町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項により行われたとみなす。